

令和5年2月20日

# 教育委員会第2回定例会記録

石巻市教育委員会

## 教育委員会第2回定例会記録

◇開会年月日 令和5年2月20日（月曜日）

午後 5時00分開会

午後 6時30分閉会

◇開催の場所 防災センター 多目的ホール

◇出席委員等 5名

教 育 長	宍 戸 健 悦 君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	梶 谷 美 智 子 君	委 員	杉 山 昌 行 君
委 員	大 和 千 恵 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	石 井 透 公 君	事 務 局 次 長	鈴 木 憲 君
事 務 局 次 長 (教育・文化 芸術振興担当)	今 野 順 子 君	参 事 兼 学 校 安 全 推 進 課 長	高 城 英 樹 君
教 育 総 務 課 長	今 野 良 司 君	学 校 教 育 課 長	福 田 光 一 君
学 校 管 理 課 長	大 山 健 一 君	生 涯 学 習 課 長	林 伸 晃 君

◇書 記

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	戸 田 正 樹 君	教 育 総 務 課 教 育 総 務 係 課 長	平 塚 悦 子 君
教 育 総 務 課 主 事	河 井 夏 月 君		

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・石巻市立小中学校体育及び文化活動補助金の見直しについて
- ・令和5年度学校給食費について

## 報告事項

報告第2号 専決処分の報告について

専決第1号 石巻市減債基金条例等の一部を改正する条例

専決第2号 令和5年度石巻市一般会計予算  
(教育委員会の事務に係る部分)

報告第3号 専決処分の報告について

専決第3号 令和4年度石巻市一般会計補正予算(第9号) ※追加報告  
(教育委員会の事務に係る部分)

## 審議事項

第8号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

第9号議案 石巻市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令

第10号議案 石巻市立学校の教職員の正規の勤務時間外における長時間労働に係る健康管理対策実施要綱の一部を改正する訓令

第11号議案 石巻市立高等学校入学者選抜に係る検査結果の簡易開示請求に関する要綱を廃止する告示

第12号議案 石巻市学校給食センター整備基本計画について

## その他

午後 5時00分開会

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ただいまから、令和5年第2回定例会を開会いたします。  
本日の会議ですが、欠席委員はおりません。

---

#### 会議録署名委員の指名

○教育長（宍戸健悦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。  
本日の会議録署名委員は、杉山委員にお願いいたします。  
よろしくお願いいたします。

---

#### 教育長報告

○教育長（宍戸健悦君） それでは、本日の案件に入ります。  
本日の案件は、一般事務報告が3件、報告事項が2件、審議事項が5件、その他となっております。  
それでは、一般事務報告に入ります。  
初めに、わたくしから報告をいたします。  
まず、コロナ関係の状況につきましては、今のところ落ち着いてきている状況であります。  
また、インフルエンザについても、同様に落ち着いているところでございますが、本日、大街道小学校3年生が早退をし、明日、学級閉鎖ということで、2月に入ってから初めて学級対応が出たところでございます。今後とも、引き続き感染対策は継続してまいりたいと考えております。  
また、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について、県教委を通じて文部科学省から通知がありました。式典全体を通じてマスクを外すことを基本とするが、児童・生徒、保護者の判断を尊重し、マスクの着脱を強いることがないようにすること、マスクの着用の有無による差別、偏見等がないように指導することとありまして、市教委としては、児童・生徒や保護者とよく協議の上、学校の実情に応じて適切に対応するよう指示しているところであります。

次に、今月の学校、幼稚園の状況ですが、学年末の時期になり、現在、今年度教育課程実施状況調査を行っているところでありますが、今のところ、履修状況に支障がある学校はないと捉えております。また、臨時休業中の学習については、昨年度以上にタブレット等を有効に活

用していると報告を受けております。

卒業式関係は、幼稚園、小・中・高等学校は、学校ごとの感染拡大防止策を取り実施する方向で進めております。桜坂高等学校は3月1日、中学校は主に8日水曜日、小学校は主に17日金曜日に予定されております。皆様にも御案内、御出席いただく予定となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、市議会第1回定例会は予定どおり始まっており、3月15日水曜日までの会期予定であります。この後、専決処分の報告で詳しく報告いたします。なお、審議経過は、来月の定例会で報告をいたします。

以上で私の方からの報告を終わります。

御質問等ございましたら、お願ひいたします。

(「ありません」との声あり)

○教育長(宍戸健悦君) よろしいですか。

(「はい」との声あり)

---

#### 石巻市立小中学校体育及び文化活動補助金の見直しについて

○教育長(宍戸健悦君) それでは、なければ次に、「石巻市立小中学校体育及び文化活動補助金の見直しについて」の報告を学校教育課長からお願ひいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長(福田光一君) それでは、私から、石巻市立小中学校体育及び文化活動補助金の見直しについて御説明申し上げます。

表紙番号2の1ページから3ページ及び表紙番号3の1ページを御覧ください。

本市では、市立小・中学校の児童・生徒が体育及び文化活動に関する各種大会への参加に要した交通費等の一部を補助しております。

現在、体育活動については、地区大会より補助対象としていますが、音楽コンクール等の文化活動については、県大会以上が補助対象となっており、文化活動に所属する児童・生徒の保護者の負担が大きい状況にあります。

今回改正する主な内容は、対象となる大会のうち、県大会以上の文化活動を対象としていたものを地区大会から補助対象とし、補助率は県大会同様に交通費を75%、楽器輸送費を100%となるように、石巻市立小中学校体育及び文化活動補助金交付要綱の一部を改正したものであります。

また、体育活動に関する東北大会及び全国大会については、同一競技の場合、原則として当該年度1回を限度として補助対象とする取扱いとしています。平成29年度から令和3年度までの過去5年間の取扱いを確認した結果、そのような事例がないことから、今回、交付回数の制限も併せて廃止しました。

なお、令和5年4月1日から変更後の内容にて本事業を実施いたします。

以上、御報告を申し上げます。

○教育長（宍戸健悦君） ただ今の報告に対して、御質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

---

#### 令和5年度学校給食費について

○教育長（宍戸健悦君） なければ次に、「令和5年度学校給食費について」の報告を学校管理課長からお願いします。

学校管理課長。

○学校管理課長（大山健一君） それでは、令和5年度学校給食費について御説明申し上げますので、表紙番号2、一般事務報告資料の4ページを御覧願います。

令和5年度の学校給食費を令和4年度と同額に据え置くことについて、石巻市学校給食センター運営委員会に諮問したところ、2月1日に開催された第2回石巻市学校給食センター運営委員会におきまして、これを適当と認める旨の方針を受けましたことから、令和5年度の学校給食費を令和4年度と同額に定めましたので御報告いたします。

内容といたしましては、令和5年度の学校給食費を令和4年度同様、小学校286円、中学校350円、幼稚園を240円とするものでございます。

5ページを御覧願います。

据置きとする理由でございますが、学校給食費につきましては、望ましい学校給食を提供するため、令和4年度に改定いたしましたが、その後、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ情勢、原油高、円安等の影響により、食材価格は大幅に値上がりしております。令和4年では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が予算措置されたことから、物価高騰に伴う食材等の値上がりに対して学校給食費を値上げすることなく、これまでどおりの質と量の保たれた学校給食を提供することができましたが、来年度以降の交付

金の有無については、不透明な状況となっております。

本市では、学校給食法の規定に基づき、学校給食の提供に必要な食材は、原則、保護者から徴収した学校給食費で賄っておりますが、学校給食費については改定したばかりですので、令和5年度の学校給食費については、保護者負担の急増を回避するため、現状維持とするものでございます。

今後、諸物価のさらなる値上がりも見込まれており、家計への影響を心配されますが、一層の献立工夫により、食材費の抑制を図ってまいります。

次に、備考の1、物価上昇の影響と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用でございますが、1食当たり食材代の状況と臨時交付金の活用状況につきましては、こちらに記載のとおりでございます。

最後に、2、今後の取組でございますが、今後も献立内容や使用食材を工夫するなどして食材費の抑制を図り、できる限り栄養価の維持に努めてまいります。

また、国や他自治体の動向を注視しながら、最適な学校給食費の検討を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○教育長（宍戸健悦君） ただ今の報告に対して、御質問等ございませんか。

梶谷委員。

○委員（梶谷美智子君） 給食費については、今年度から上がっております。それ、さらに値上げということはないということで、保護者の方も助かると思うのですけれども、今、説明あったことについて、保護者の皆様にはどのような形でお知らせするような予定ですか。来年度の給食費の据置きというか、それらについての説明です。

○教育長（宍戸健悦君） いかがですか。

学校管理課長。

○学校管理課長（大山健一君） お答えいたします。

給食費につきましては、令和4年度と同額というお知らせを保護者宛てに配布したいと考えております。

以上です。

○委員（梶谷美智子君） それは、当然必要なことだと思うのですけれども、保護者の方の中には、この物価が上がっていて、給食の食材の賄い材料費ですか、それも当然上がっていて、子供たちの給食提供、その栄養面での提供とかについて、ちょっと不安に思われる方もいると思うのです。給食費は据置きということについては、ありがたいと思うのですけれども、では

給食の内容は大丈夫なのかなという部分で、不安を感じる方もいらっしゃるかもしれません。

「据置きです」だけの説明、説明というか、お知らせだけでいいのかなというところを思ったものですから、お聞きしました。

○教育長（宍戸健悦君） 学校管理課長。

○学校管理課長（大山健一君） お答えいたします。

栄養価というところだと思うのですが、こちらの方も、栄養士の先生、栄養価の向上委員会を各センターの栄養士で組織しておりまして、食材価格を十分意識しながら栄養価を落とさないという、そういう取組をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員（梶谷美智子君） では、その辺のところも保護者の方に伝わるように、安心をしていただけるように、ぜひお知らせの内容を工夫していただきたいと思ひます。

○教育長（宍戸健悦君） では、その辺、不安に思っている方もあると思ひますので、ここは安心して給食食べられる対応できるように、よろしくお願ひいたします。

では、そのほかございませぬか。

杉山委員。

○委員（杉山昌行君） 11月現在で既にもらっているお金に対して、食材代と比べると赤字の状態なのですよ。まだ上がっていると思ひますけれども、今後の見通しとして、どのくらいまでその差額が膨らむのかというような見通しは立っているのですか。

○教育長（宍戸健悦君） 学校管理課長。

○学校管理課長（大山健一君） 今年度の見通しということなのですが、コロナの交付金で2回ほど予算措置いたしましたので、ちょっと実情をお話いたしますと、その交付金を充当したおかげで、給食費に900万ほど余裕ができましたので、それを、メニューである程度いいものとか、そういった工夫もして、それでも余裕がありますので、その部分はまた一般財源を減らすという方向で使いたいと考えております。

○委員（杉山昌行君） 分かりました。

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

○委員（杉山昌行君） はい。

○教育長（宍戸健悦君） 今年度については、地方創生臨時交付金というのがあったので、何とか値上がりに対応できたということでもありますけれども、来年度に向けては、またその辺も、国の動向も見ながら対応するということになるかと思ひます。

そのほかよろしいでしょうか。

(「はい、了解です」との声あり)

---

## 報告第2号 専決処分の報告について

### 専決第1号 石巻市減債基金条例等の一部を改正する条例

○教育長（宍戸健悦君） なければ次に、報告事項に入ります。

報告第2号「専決処分の報告について」の専決第1号「石巻市減債基金条例等の一部を改正する条例」についての報告を受けたいと思います。

学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（福田光一君） それでは、報告第2号 専決処分の報告についてのうち、専決第1号 石巻市減債基金条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本報告については、令和5年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、1月31日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本案は、市が保有する基金について、余裕資金を活用し、地方債や国債などの債券等の有価証券による資金運用を可能とするために、各種基金条例の一部を一括で改正するものでございます。

本案のうち、教育委員会に関連する基金条例は、石巻市篤志奨学資金貸与基金条例、石巻市奨学資金基金条例、石巻市株式会社山大教職員等研修基金条例の3条例でございます。

それでは、内容について、条文に従いまして御説明申し上げますので、表紙番号1、令和5年石巻市教育委員会第2回定例会議案の4ページから6ページ及び表紙番号3、令和5年教育委員会第2回定例会条例等新旧対照表の2ページから6ページを御覧願います。

初めに、第4条、石巻市篤志奨学資金貸与基金条例の一部改正についてですが、当該条例第3条に第2項として、基金の管理運用規定を加えるものでございます。

次に、第5条、石巻市奨学資金基金条例の一部改正でございますが、当該条例第4条に第2項として、基金の管理運用規定を加えるものでございます。

次に、第6条、石巻市株式会社山大教職員等研修基金条例の一部改正でございますが、当該条例第2条に第2項として、基金の管理運用規定を加えるものでございます。

次に、附則でございますが、本条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ただ今の説明に対して、御質問等ございませんか。

杉山委員。

○委員（杉山昌行君） 余裕のできた分を資金運用するということですか。

○教育長（宍戸健悦君） 教育委員会、鈴木次長。

○事務局次長（鈴木 憲君） 私の方からちょっと答えさせていただきますけれども、今でも余裕資金はございます。ただ、これまでこの条文が、有価証券での運用ができないという規定になっていましたので、定期預金でしか運用ができなかった状況でございます。

御案内のとおり、今、低利でございます、実際、0.002%と、ほとんど利息がつかないような状況だったところを、どうしても利息をもう少しうまく獲得するということでしょうか、運用をもっとうまくやりたいということで、今回、この有価証券、先ほど説明ありましたけれども、国債とか地方債、そういったものにも投資をして利息を稼げるようにということでの条文改正ということで、これをすることによって、今ですと、20年物の国債ですと1.2%くらいの利息を稼げるということで、金額にしますと、およそ600倍。定期預金ですと2,000円なのですけれども、国債等の運用ですと120万ほど1年間で利子収入が稼げるという運用になるということで、今回、積極的に、こういった条例の改正を行うというものでございます。

以上です。

○委員（杉山昌行君） ありがとうございます。よく分かりました。

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

○委員（杉山昌行君） はい。

○教育長（宍戸健悦君） 全体に対して教育委員会分は3つが該当するというところでございます。

では、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

---

## 専決第2号 令和5年度石巻市一般会計予算

### （教育委員会の事務に係る部分）

○教育長（宍戸健悦君） なければ次に、報告第2号「専決処分の報告について」の専決第2号「令和5年度石巻市一般会計予算（教育委員会の事務に係る部分）」についての報告を受け

たいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） それでは、報告第2号 専決処分の報告についてのうち、専決第2号 令和5年度石巻市一般会計予算（教育委員会の事務に係る部分）について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和5年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、1月31日付けで異議のない旨の専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、別冊1の1ページから5ページを御覧願います。

予算規模につきましては、令和5年度石巻市一般会計予算の総額が721億円となっており、そのうち10款教育費に係る予算は100億4,497万3,000円で、人件費及びスポーツに関する予算を除きますと78億2,484万9,000円となっております。

それでは、初めに歳出から説明させていただきます。

なお、10款教育費につきましては、教育委員会に関する事務の部分の予算のほか、人事課の所管する人件費及びスポーツ振興課が所管するスポーツに関する予算が含まれております。説明に関しましては、教育委員会の事務に関する部分についてのみ説明をさせていただきますので御了承願います。

2ページから3ページに、10款教育費の総括歳出予算を掲載し、4ページから5ページには、人件費及びスポーツに関する予算を除いた教育委員会の事務に関する総括歳出予算を掲載しておりますので、比較して御覧ください。

歳出総括及び歳入歳出の事項別明細につきましては、10款全体予算を記載した資料となっておりますので御了承ください。

それでは、各項ごとに、本年度予算額及び前年度予算額の比較増減を説明した後、各項における特筆すべき事業についてのみ説明をさせていただきます。

2ページ及び4ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費は、予算額10億7,900万5,000円から人件費4億5,072万円を除いた6億2,828万5,000円で、前年比較4,588万円の減額となっております。新型コロナウイルス感染症対策に係る県補助事業を活用し、学習指導員やスクール・サポート・スタッフを各学

校へ配置していた教育支援体制整備事業が、補助事業の終了により廃止となったことが減額の主な理由となります。

そのほか、主な事業の内容といたしましては、73ページ、学力向上推進事業費に学力調査業務委託料や（株）山大教職員等研修基金事業助成金等の児童・生徒の学力向上に向けた取組に要する経費として2,523万4,000円を計上しております。昨年度比で697万1,000円の増額計上となっております。

また、81ページ、学びサポートセンター事業費に不登校児童・生徒の支援に要する経費として2,589万3,000円を計上しております。この事業は令和5年度からの新規事業となります。

2ページ及び4ページにお戻りください。

10款教育費、2項小学校費は、予算額15億3,603万2,000円から人件費1億3,166万8,000円を除いた14億436万4,000円で、前年比較1億193万5,000円の増額となっております。

主な事業の内容といたしましては、87ページ、小学校施設維持整備費に維持整備に要する経費として1億3,864万4,000円を計上しております。前年比較3,467万2,000円の減額計上となっております。

また、89ページ、前谷地小学校屋内運動場改築事業費に要する経費として850万円を、水泳プール改築事業費に改築に要する経費として1億3,400万円を計上しております。

2ページ及び4ページにお戻りください。

10款教育費、3項中学校費は、予算額32億1,599万3,000円から人件費9,725万2,000円を除いた31億1,874万1,000円で、前年比較23億2,807万2,000円の増額となっております。

主な事業の内容といたしましては、93ページ、中学校施設維持整備費に整備に要する経費として9,546万9,000円を計上しております。前年比較2,977万4,000円の減額計上となっております。

また、95ページ、部活動指導員配置支援事業費に部活動指導員報酬等の中学校部活動指導員の配置支援に要する経費として196万2,000円を計上しております。この事業は令和5年度からの新規事業となります。

同じく95ページ下段に、石巻中学校改修事業費に校舎の改修に要する経費として21億3,110万円を、石巻中学校屋内運動場改修事業費に改修に要する経費として2億7,840万円を、蛇田中学校校舎改修事業費に工事期間中の屋外部活動継続のため、仮グラウンドへ生徒を輸送するためのタクシー借上げ料に要する経費として1,200万円を計上しております。

2ページ及び4ページにお戻りください。

10款教育費、4項高等学校費は、予算額4億5,487万6,000円から人件費3億3,724万円を除いた1億1,763万6,000円で、前年比較257万円の減額となっております。

同じく2ページ及び4ページ、10款教育費、5項幼稚園費は、予算額6億2,904万4,000円から人件費8,974万2,000円を除いた5億4,110万2,000円で、前年比較3,517万円の減額となっております。

同じく2ページ及び4ページ、10款教育費、6項社会教育費は、予算額13億1,489万円から人件費及びスポーツに関する予算4億4,693万7,000円を除いた8億6,795万3,000円で、前年比較5,785万5,000円の増額となっております。

主な事業の内容といたしましては、111ページ、芸術文化振興費にカンタータ「大いなる故郷石巻」公演実行委員会補助金等の新規事業を含む芸術文化の振興に要する経費として1,510万8,000円を計上しており、前年比較128万1,000円の増額となっております。

また、113ページ、旧観慶丸商店管理運営費に旧観慶丸商店の指定管理料ほか屋上防水等改修工事を含む管理運営に要する経費として2,495万5,000円を計上しており、前年比較1,489万9,000円の増額となっております。

115ページ、齋藤氏庭園整備事業費に齋藤氏庭園の耐震診断業務委託料等の新規業務を含む整備事業費として1,006万9,000円を計上しております。

同じく115ページ、みちのくGOLD浪漫普及啓発推進事業費に看板等設置業務委託料等の日本遺産みちのくGOLD浪漫の普及啓発のための経費として799万8,000円を計上しております。こちらは令和5年度からの新規事業となります。

次に、121ページ、博物館企画展・特別展事業費に博物館の企画展及び特別展に要する経費として1,890万3,000円を計上しております。こちらも令和5年度からの新規事業となります。

2ページ及び4ページにお戻りください。

10款教育費、7項保健体育費は、予算額18億1,513万3,000円から人件費及びスポーツに関する予算6億6,836万5,000円を除いた11億4,676万8,000円で、前年比較3,719万6,000円の減額となっております。

主な事業の内容といたしましては、131ページ、学校給食センター運営費に学校給食センターの管理運営に要する経費として5億6,333万8,000円を計上しており、前年比較2,935万4,000円の減額となっております。

次に、歳入について御説明申し上げますので、1ページにお戻り願います。

初めに、12款分担金及び負担金は118万3,000円の減額となっておりますが、これは6ペー

ジ、1項負担金、6目教育費負担金、2節社会教育費負担金、1、視聴覚センター運営費他市町負担金の減額及び適応指導教室運営費負担金が廃止されたことによるものでございます。

1ページにお戻り願います。

次に、13款使用料及び手数料は7万2,000円の増額となっております。主なものとして、10ページ、1項使用料、9目行政財産目的外使用料が増額されたことによるものでございます。

1ページにお戻り願います。

次に、14款国庫支出金は5億8,201万7,000円の増額となっております。主なものとして、24ページ、2項国庫補助金、8目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金、8、学校施設環境改善交付金（小学校施設プール改築事業）3分の1及び2節中学校費補助金、8、学校施設環境改善交付金（中学校施設長寿命化改良事業）3分の1が増額計上されたことによるものでございます。

1ページにお戻り願います。

次に、15款県支出金は1億970万3,000円の減額となっております。主なものとして、28ページ、1項県負担金、5目教育費県負担金、1節幼稚園費負担金、1、教育・保育給付費負担金4分の1及び34ページ、2項県補助金、8目教育費県補助金、1節教育総務費補助金、4、教育支援体制整備事業費補助金及び36ページ、3項県委託金、4目教育費委託金、3節社会教育費委託金、1、埋蔵文化財発掘調査委託金等の減額計上によるものでございます。

1ページにお戻り願います。

次に、16款財産収入は13万5,000円の増額となっております。主なものとして、38ページ、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子収入、17、奨学資金基金収入が増額計上となっております。

1ページにお戻り願います。

次に、18款繰入金は5,669万5,000円の総額となっております。主なものとして、46ページ、1項基金繰入金、14目（株）山大教職員等研修基金繰入金として150万円が新たに計上されております。

1ページにお戻り願います。

次に、20款諸収入は314万2,000円の増額となっております。主なものとして、64ページ、5項雑入、3目雑入、21節社会教育費雑入、8、遊楽館光熱水費負担金が増額計上されております。

1ページにお戻り願います。

次に、21款市債は16億6,760万円の増額となっておりますが、これは学校施設整備等に要する歳出事業の増額に伴い、充当される地方債が増額となったものでございます。

次に、税等一般財源については2億4,155万1,000円の増額となっております。

最後に、債務負担行為について御説明申し上げますので、134ページから139ページを御覧願います。

債務負担行為につきましては、就学ユニットシステム構築及び保守業務など、令和6年度以降にわたる業務や借り上げ料等29件でございます。このうち、蛇田中学校仮設校舎借上料、学校給食センター調理等業務、自動体外式除細動器借上料（学校施設）、同じく自動体外式除細動器借上料（社会教育施設）、LED照明灯借上料（公民館）の5件につきましては、新たに期間及び限度額等を設定するものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ただ今の説明に対して、御質問等ございませんか。

杉山委員。

○委員（杉山昌行君） 一通り聞いた中で、歳出の中学校費だけが、ぐっと増額になっているのは、これは、この改修事業に係る部分が大きいということの理解でよろしいのですか。

○教育長（宍戸健悦君） 鈴木次長。

○事務局次長（鈴木 憲君） はい、杉山委員おっしゃるとおりでございます。先ほど別冊1の94、95ページを御覧いただきたいと思いますが、この中の学校建設費ですと、3目の、石巻中学校の改修並びに屋内運動場の改修、これが要因ということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員（杉山昌行君） はい、分かりました。ありがとうございます。

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

○委員（杉山昌行君） はい。

○教育長（宍戸健悦君） ほかにございませんか。

（「大丈夫です」との声あり）

---

#### 日程追加について

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ここで委員の皆様にお諮りいたします。

本日の議事日程、報告事項として「専決処分の報告について」を追加したい旨、事務局から

申し出がありましたので、石巻市教育委員会会議規則第11条の規定により、議事日程に追加することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長(宍戸健悦君) では、異議がありませんので、議事日程に追加いたします。

---

**報告第3号 専決処分の報告について**

**専決第3号 令和4年度石巻市一般会計補正予算(第9号)**

**(教育委員会の事務に係る部分)**

○教育長(宍戸健悦君) それでは、報告第3号「専決処分の報告について」の専決第3号「令和4年度石巻市一般会計補正予算(第9号)(教育委員会の事務に係る部分)」の報告を教育総務課長からお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長(今野良司君) それでは、報告第3号 専決処分の報告についての専決第3号 令和4年度石巻市一般会計補正予算(第9号)(教育委員会の事務に係る部分)について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和5年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月15日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、別冊3の1ページから5ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、10款教育費のほかに、11款災害復旧費につきましても補正がございましたので、併せて御説明させていただきます。

なお、令和5年度当初予算の説明と同様に、10款には教育委員会の事務の部分の予算のほか、人事課の所管する人件費及びスポーツ振興課が所管するスポーツに関する予算が含まれておりますが、説明に関しましては、教育委員会の事務に係る部分についてのみ御説明させていただきますので御了承願います。

11款も同様に、教育委員会の事務に係る部分についてのみ御説明させていただきます。

歳入歳出予算ともに、補正前の額から3億2,372万9,000円を減額し、81億5,376万2,000円となっております。

初めに、歳出から御説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、執行残等の整理や国県補助金等の確定などに伴う財源振替となっております。主なものを除き、説明を省略させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

4ページをお開き願います。

10款教育費、1項教育総務費で9,006万9,000円を減額しております。

主なものといたしましては、32ページ、10款1項3目教育指導奨励費の説明欄4、奨学資金費で2,389万5,000円の減となっておりますが、これは主に奨学金の貸与実績に基づき貸付金を減額するものでございます。

4ページにお戻り願います。

次に、10款教育費、2項小学校費で4,716万3,000円を減額しております。

主なものといたしましては、38ページ、10款2項3目学校建設費の1、須江小学校屋内運動場改築事業費で2,081万1,000円の減、2、小学校施設プール改築事業費で694万3,000円の減となっておりますが、これらは事業費の確定に伴い不用額を整理したものでございます。

4ページにお戻り願います。

次に、10款教育費、3項中学校費で3,699万円を減額しております。

主なものといたしましては、40ページ、10款3項3目学校建設費の1、石巻中学校改修事業費で702万5,000円の減、2、石巻中学校屋内運動場改修事業費で20万円の減、3、蛇田中学校校舎改修事業費で217万4,000円の減となっておりますが、これらは事業の確定に伴い不用額を整理したものでございます。

4ページにお戻り願います。

次に、10款教育費、4項高等学校費で1,355万9,000円を減額しております。

主なものといたしましては、42ページ、10款4項1目学校管理費の4、高等学校照明等落下防止対策事業費で362万円の減となっておりますが、これは事業費の確定に伴い不用額を整理したものでございます。

4ページにお戻り願います。

次に、10款教育費、5項幼稚園費で9,400万4,000円を減額しております。

主なものといたしましては、44ページ、10款5項1目幼稚園費の2、幼稚園管理費（教育総務課）で72万円を増額しておりますが、これは送迎バスの園児置き去り死亡事案を受け、安全装置が義務付けられたことから、幼稚園バスの安全対策に要する経費を措置したものでございます。

また、4、私立幼稚園施設等利用支援事業費で6,934万8,000円を減額しておりますが、これは事業実績に基づき不用額を整理したものでございます。

4ページにお戻り願います。

次に、10款教育費、6項社会教育費で5261万円を増額計上しております。

主なものといたしましては、46ページ、10款6項3目公民館費の1、公民館管理費で330万円の増、4目図書館費の1、図書館管理費で31万円の増となっておりますが、これらは電気料金の高騰に伴い不足が見込まれる光熱水費に要する経費を措置したものでございます。

同じく46ページ、5目複合文化施設費の1、複合文化施設管理費で2,200万円の増、8目社会教育施設管理費の1、河北総合センター管理費で300万円の増、2、遊楽館管理費で2,400万円の増となっておりますが、これらは電気料金の高騰に伴う指定管理料等の増額経費を措置したものでございます。

4ページにお戻り願います。

次に、10款教育費、7項保健体育費で600万円を増額計上しておりますが、これは48ページ、10款7項3目学校給食費の1、学校給食センター運営費に、電気料金の高騰に伴い不足が見込まれる光熱水費に要する経費を措置したものでございます。

4ページにお戻り願います。

次に、11款災害復旧費で4,744万4,000円を減額しております。

主なものといたしまして、50ページ、11款4項1目公立学校施設災害復旧費の1、小学校災害復旧費（福島県沖地震関係分）で1,152万円の減、2、中学校災害復旧費（福島県沖地震関係分）で1,372万5,000円の減、3、特別支援教育共同実習所災害復旧費（福島県沖地震関係分）で62万円の減となっておりますが、これは令和4年3月発生の福島県沖地震に伴う災害復旧に要する経費の額が確定したことにより整理したものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

歳入につきましても、そのほとんどが事業費の確定に伴う国県支出金の決定など、歳出予算と連動して予算を整理したものでありますことから、主な事項についてのみ御説明申し上げます。

1ページにお戻り願います。

12款分担金及び負担金、1項負担金について88万5,000円を減額計上しておりますが、これは6ページ、12款1項6目教育費負担金、1節教育総務費負担金の1、適応指導教室運営費他市町負担金及び2、特別支援教育共同実習所運営費他市町負担金について、額の確定に伴い予

算整理したものでございます。

1 ページにお戻り願います。

次に、14款国庫支出金について801万1,000円を減額計上しておりますが、これは各事業費の確定により、国庫負担金及び国庫補助金を整理したものでございます。

主なものとして、8 ページ、14款 1 項国庫負担金、3 目教育費国庫負担金、1 節幼稚園費負担金の 1、教育・保育給付費負担金 2 分の 1 について、実績に基づき額が確定したことから、626万2,000円を減額したものでございます。

次に、10ページ、14款 2 項国庫補助金、8 目教育費国庫補助金について、それぞれの事業費の確定に伴い、1,521万7,000円を減額したものでございます。

1 ページにお戻りください。

次に、15款県支出金について8,042万9,000円を減額計上しておりますが、これは各事業費の確定により、県負担金、県補助金及び県委託金について整理したものでございます。

主なものとして、14ページ、15款 1 項県負担金、4 目教育費県負担金、1 節幼稚園費負担金の説明欄 1、教育・保育給付費負担金 4 分の 1 について、実績に基づき額が確定したことから、555万9,000円を減額したものでございます。

また、16ページ、2 項県補助金、8 目教育費県補助金について、それぞれの事業費の確定に伴い、6,101万4,000円を減額計上しております。

1 ページにお戻りください。

次に、17款寄附金について641万1,000円を増額計上しております。

主なものとして、22ページ、17款 1 項寄附金、5 目教育費寄附金、1 節教育総務費寄附金の 1、小学校統合関係費寄附金に、令和 4 年度末に閉校する東浜小学校の閉校記念碑作製に活用いただきたいと10万円の寄附がございました。

また、2 節小学校費寄附金、2、小学校一般教材費寄附金及び 3 節中学校費寄附金、2、中学校一般教材費寄附金に、河北地区の小・中学校の備品購入費として100万円の寄附がございました。

1 ページにお戻りください。

次に、18款繰入金について1,049万8,000円を減額計上しております。これは、それぞれの事業実績に基づき、基金繰入金額が確定したため整理したものでございます。

主なものとして、24ページ、18款 1 項基金繰入金、15 目（株）山大教職員等研修基金繰入金について、視察研修事業の額の確定により、50万3,000円を減額しております。

1 ページへお戻りください。

次に、20款諸収入に365万5,000円を増額計上しております。

主なものといたしましては、28ページ、20款5項3目雑入の21節社会教育費雑入に遊楽館指定管理者の電気料分負担金として900万円を増額したものでございます。

続いて、繰越明許費について御説明申し上げますので、54ページを御覧願います。

大街道小学校受水槽改修事業につきましては、受水槽の自動給水に必要な制御盤の部品である半導体等が世界的に不足している影響により、納品に日数を要したため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、須江小学校屋内運動場改築事業、須江小学校水泳プール改築事業、56ページ、前谷地小学校水泳プール改築事業、石巻中学校改修事業及び蛇田中学校校舎改修事業につきましては、関係機関との改修方針及び内容の調整に時間を要したため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、58ページ、幼稚園バス安全装置設置事業につきましては、県の補助事業の交付決定が令和5年3月中旬であるため、繰越明許費を設定するものでございます。

同じく58ページ、遊楽館放送設備改修事業につきましては、かなんホール大会議室等の放送設備を修繕するに当たり、世界的な半導体供給不足による納期の遅れにより、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、60ページ、齋藤氏庭園災害復旧事業（福島県沖地震関係分）につきましては、事業の調整及び協議に時間を要したこと、使用する石材が特殊であること、また、加工に時間を要することから、繰越明許費を設定するものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ただ今の報告に対して、御質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

---

第8号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

第9号議案 石巻市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令

○教育長（宍戸健悦君） では、なければ次に、審議事項に入ります。

第8号議案「石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則」及び「石巻市

教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令」は、関連がありますので、一括議題として審議したいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(宍戸健悦君) それでは、第8号議案及び第9号議案については、一括して審議いたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長(今野良司君) ただいま一括上程されました2議案について御説明申し上げます。

本改正は、次代を担う子供たちを育成する教育環境の充実を図ることを目的に、学校の適正規模・適正配置の実現に向けて、教育委員会事務局に学校再編推進室を設置するため、関係例規の整備を行うものです。

初めに、第8号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたしますので、表紙番号1の8ページから9ページ、あわせて、表紙番号3の7ページから10ページを御覧願います。

少子化が進む中、令和元年に石巻市立小・中学校学区再編計画を策定し、本市の小・中学校の適正規模・適正配置の実現について努めてまいりましたが、教育委員会内の組織体制を強化するため、専門部署である学校再編推進室を設置し、室の中に推進係を設置するとともに、室の分掌事務を規定するものであります。また、その他条文の整理を行うものであります。

次に、附則でございますが、この規則は令和5年4月1日から施行するものであります。

続いて、第9号議案 石巻市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令について御説明いたしますので、表紙番号1の10ページから11ページ、あわせて、表紙番号3の11ページから18ページを御覧願います。

まず初めに、第1条は、石巻市教育委員会決裁規程の改正であり、室長の専決事項及び室長補佐の代決について規定するものであります。

次に、第2条は、石巻市教育委員会文書取扱規程の改正であり、学校再編推進室の文書主任及び文書記号を規定し、その他条文の整理を行うものであります。

なお、別表に体育振興課に関する記載が残っていたことから、併せて改正するものであります。

次に、第3条は、石巻市教育委員会公印規程の改正であり、室長印の規定を設けるとともに、

その他条文の整理を行うものであります。

続いて、第4条から第6条までの各規定は、学校再編推進室の設置に伴い、条文の整理を行うものであります。

次に、附則でございますが、この訓令は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（**宍戸健悦君**） では、ただ今の説明に対して、御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） では、ないようでしたら、第8号議案「石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則」及び第9号議案「石巻市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令」については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） では、異議がありませんので、第8号議案及び第9号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

**第10号議案 石巻市立学校の教職員の正規の勤務時間外における長時間労働に係る健康管理対策実施要綱の一部を改正する訓令**

○教育長（**宍戸健悦君**） 次に、第10号議案「石巻市立学校の教職員の正規の勤務時間外における長時間労働に係る健康管理対策実施要綱の一部を改正する訓令」を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（**今野良司君**） ただいま上程されました第10号議案 石巻市立学校の教職員の正規の勤務時間外における長時間労働に係る健康管理対策実施要綱の一部を改正する訓令について御説明申し上げます。

宮城県教育委員会では、教職員の在校時間の記録については、ICカードを活用した校務支援システムでの把握を行っており、管理者である校長が確認し、県教育委員会へデータ送信することとなっており、在校時間記録簿等への押印は廃止しております。

本議案は、宮城県教育委員会と同様に、在校時間記録簿等への押印を求める手続の見直しについて改正を行うものです。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げますので、表紙番号1の令和5年石巻市教育委員会第2回定例会議案の12ページから13ページ、あわせて、表紙番号3の教育委員会第2回定例会条例等新旧対照表の20ページから27ページまでを御覧願います。

初めに、様式第1号につきましては、文言整理及び校長が教育委員会に提出する際、校長の押印を廃止するものです。

様式第2号につきましては、文言整理及び校長が職員から報告を受ける際、職員の押印を廃止するものです。

様式第3号につきましては、文言整理をするものです。

次に、附則であります。本訓令は令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（**宍戸健悦君**） ただ今の説明に対して、御質問等はございませんか。

（発言する者なし）

○教育長（**宍戸健悦君**） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） ないようでしたら、第10号議案「石巻市立学校の教職員の正規の勤務時間外における長時間労働に係る健康管理対策実施要綱の一部を改正する訓令」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） では、異議がありませんので、第10号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

#### 第11号議案 石巻市立高等学校入学者選抜に係る検査結果の簡易開示請求に関する要綱を廃止する告示

○教育長（**宍戸健悦君**） 次に、第11号議案「石巻市立高等学校入学者選抜に係る検査結果の簡易開示請求に関する要綱を廃止する告示」を議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（**福田光一君**） それでは、第11号議案 石巻市立高等学校入学者選抜に係る検査結果の簡易開示請求に関する要綱を廃止する告示について御説明申し上げます。

表紙番号1の14ページを御覧願います。

初めに、石巻市立高等学校入学者選抜に係る検査結果の簡易開示請求に関する要綱は、石巻市立高等学校が行う入学者選抜に係る検査、いわゆる高校入試において、受験者もしくは法定代理人が口頭により簡易開示を請求し、高校入試の教科得点等の個人別成績を知るために定めたものであり、簡易開示請求に関する要綱は、宮城県、仙台市及び石巻市がそれぞれ定めております。

国の法律である改正個人情報保護法が、令和5年4月1日から地方公共団体に直接適用されることに伴い、令和4年石巻市議会第4回定例会において、石巻市個人情報保護条例の廃止が議決されました。これに伴い、現在の要綱は、本条例を根拠にしていることから廃止するものであります。

それでは、条文に従いまして御説明申し上げます。

初めに、本則で、石巻市立高等学校入学者選抜に係る検査結果の簡易開示請求に関する要綱の廃止を規定いたします。

次に、附則第1項は、施行期日を定め、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、附則第2項は、経過措置を定め、施行日である令和5年4月1日以前に実施した入学試験の簡易開示に関しては、従前の例によることとしております。

今後の予定としましては、新たな要綱を制定する必要があることから、宮城県が令和5年度中に整備する要綱を参考に本市の新たな要綱を制定し、次年度以降の入学試験に対応する予定としております。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（**宍戸健悦君**） ただ今の説明に対して、御質問等ございませんか。

杉山委員。

○委員（**杉山昌行君**） つまり、この要綱はなくなるけれども、別な要綱によって、今後は開示請求に関することが決まるということですか。

○教育長（**宍戸健悦君**） では、学校教育課長。

○学校教育課長（**福田光一君**） 新しい法律が、改正個人情報保護法が令和5年4月1日から適用されるに当たり、今までの個人情報保護条例が廃止されることとなります。

でも、開示請求が合格発表から1か月間は開示請求が行われるのですけれども、入試が3月中に行われるために、保護条例が3月で切れて、新しい法律が4月から始まるに当たり、年度をまたいだところは、今までの規定のままですという内容でございます。

ですので、これまでの保護条例は廃止されるのですけれども、合格発表後1か月間は適用で

きるようにして、それ以降は新たな改正個人情報保護法に基づいて来年度以降は開始しますよ  
ということです。

○委員（杉山昌行君） 分かりました。

○教育長（宍戸健悦君） ということは、今年度分、次年度の最初のところは大丈夫だとい  
うことですね。

○学校教育課長（福田光一君） はい、現状のままです。

○教育長（宍戸健悦君） 次年度から変えていく。

○学校教育課長（福田光一君） はい。

○教育長（宍戸健悦君） ということですね。

そのほか御質問等ございませんか。

（発言する者なし）

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） ないようでしたら、第11号議案「石巻市立高等学校入学者選抜に係  
る検査結果の簡易開示請求に関する要綱を廃止する告示」は、原案のとおり決することとして  
よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、第11号議案については、原案のとおり可決  
いたします。

---

#### 第12号議案 石巻市学校給食センター整備基本計画について

○教育長（宍戸健悦君） 次に、第12号議案「石巻市学校給食センター整備基本計画について」  
を議題といたします。

学校管理課長から説明をお願いします。

学校管理課長。

○学校管理課長（大山健一君） ただいま上程されました第12号議案 石巻市学校給食センタ  
ー整備基本計画について御説明申し上げますので、別冊2を御覧願います。

本計画案につきましては、本年第1回臨時会にて御審議いただき、原案どおり可決いただい  
たところでございます。

その後、1月24日に行われました第20回庁議において、新学校給食センターのPFI方式

により整備運営することについて承認を受け、今年9日には市議会全員協議会にて本計画案の説明を行いました。その際、特段の質疑等もございませんでしたので、本計画案を修正することなく、計画を策定いたしたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（宍戸健悦君） 要するに、原案のとおりでいいということですね。

○学校管理課長（大山健一君） はい。

○教育長（宍戸健悦君） では、皆さんから何か確認よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） では、ないようでしたら、第12号議案「石巻市学校給食センター整備基本計画について」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、第12号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

## その他

○教育長（宍戸健悦君） 審議事項を終了し、その他に入ります。

はじめに、委員の皆さんから何かございませんか。

梶谷委員。

○委員（梶谷美智子君） 近所に放課後児童クラブの指導員をなさっている方がいるのですけれども、先日聞いた話で、来年度から放課後児童クラブが民間に委託されて、その方は渡波の児童クラブに勤めているのですけれども、もう一度、面接を受けて採用することになるのでしょうか、何かそんなことを話なさっていたのです。

それで、放課後児童クラブなので、福祉の方だと思えるのですけれども、現在はどうか分からないのですが、私が勤めていた頃は、放課後児童クラブのクラブ長というか、それは校長が務めていたのですけれども、現在はどうなっているか分かりません。

民間となった場合、この学校長の役割というのは、どのようになるのかなということで、課は違うのですけれども、もしご存知でした教えていただきたいなと思って質問しました。

○教育長（宍戸健悦君） これについては、何か、誰かありますか。

学校教育課長。

○学校教育課長（福田光一君） 民間委託になっても、学校長がその施設の施設長をなってい

ると認識しております。

○教育長（宍戸健悦君） 補足しますと、どういう形になるかは、それぞれ規程は別に出てくるとは思うのですが、あくまでも児童クラブと学校というのは、常に連携をしながら対応しないと、間にいる子供たちへのいろんなフォローができなくなるので、やっぱりその辺はこれまでどおり、いろんな形で連携をきちっと取れるような形を取っていくということは、これまでどおりだと考えています。

○委員（梶谷美智子君） はい。

○教育長（宍戸健悦君） なお、これから民間移行する地域についての学校は、まだ、学校の空き教室を使っているところで、仕切りができないというところで、新しい施設を造らなければならないところもあるので、順次、地域ごとで進めているということで、いずれは皆、民間委託という形になっていくということでもあります。

○委員（梶谷美智子君） そうすると、一斉に民間委託というわけではないということですか。

○教育長（宍戸健悦君） そうではないということですね。あくまでも学校の施設の状況によって対応が違ってくるので、順次整備しながらということと考えております。

ほかにございませんか。

○委員（梶谷美智子君） もう一つ、よろしいですか。

○教育長（宍戸健悦君） 梶谷委員。

○委員（梶谷美智子君） 先日、2023年度の市長さんの施政方針ですか、その記事が新聞に出ていたのですが、その中に幼児教育ということで、市の幼児教育推進会議を設置して、実態に応じた幼児教育プランの研究を進めていきますというようなことが書かれていました。

幼児教育の大切さというものは、この会でもお話ししてきましたし、それが具体的な形で、推進会議という形で、石巻市の実態に応じたプランを研究されていくのだなということで、大変期待しているのですが、何か現時点で具体的なところで分かっていることがあれば、教えていただきたいと思います。

○教育長（宍戸健悦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（福田光一君） 幼児教育ですと、学校教育課は幼稚園、あと保育所は子ども保育課で部署が分かれますので、まずはその部署の連携を図って、先日、第1回目の情報交換を行いました。

これから、その推進会議を徐々に具体的に立ち上げていくのですが、そのときに大学の先生の学識経験者だったり、いろんな専門家からの意見をいただきながら、将来的には、幼

児教育センターだったり幼児教育室だったり、そういういろんな課が一緒にできるような、その一つの中心となるものをつくりましょうというところを目指して動き始めたところです。

幼稚園、保育所、保育所も私立、公立がありますので、そこも全部含めて幼児教育について、先ほどありましたプランを練って、石巻市としてどのように持っていくかというのを検討していきましょう。最終的に、みんな小学校に入学するので、特にその小学校との連結の部分については、十分にプランを練っていかなければいけないという段階でございます。

○教育長（宍戸健悦君） 私の方から補足しますと、今回、立ち上げるということで、今、話があったのが将来的にですね、そういう幼児教育センターなり、そういうものを整備して、そこに幼児教育のアドバイザーを配置して、そのアドバイザーの方が保育所にもこども園にも、あるいは幼稚園にも行きながら、小学校とのつながりをしっかりと取っていくというところを確保していきたいと、そのための準備の会を、まず来年度立ち上げたいというところでありませう。

○委員（梶谷美智子君） ありがとうございます。

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

○委員（梶谷美智子君） はい。

○教育長（宍戸健悦君） では、大和委員。

○委員（大和千恵君） 今年度とか、少し病欠の先生だったりとか産休とか結婚で辞めたりする先生の代替の教員が不足しているような話を聞くことがあったので、やはり教育を進めていく上で、その教員がいないということは、多分、子供にとっても学校にとっても、かなり大きな問題になってくるのかなと思うのですけれども、次年度、そういった病欠とか産休が出た場合の教員の確保というか、その辺の対策はどうなっているのかなというのを教えていただければなと思います。

○教育長（宍戸健悦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（福田光一君） 何とも解決策がないような答えで申し訳ないのですが、講師がいなくて、休みの先生が出るたびに講師を探しているというような状況で、退職された先生方、もう70代の先生方にも声がけして、やっところ見付けて非常勤で配置するとか、今年度はそうやって乗り切ってきました。

今、人事の配置をしていて、年度初めから欠員が出ることはなくしたいので、とにかく今は人を探して割り当てているところなのですけれども、やはり産休とか病休が多く出ると、すぐにできるという先生がいないのが現状です。小学校だと教務主任だったり教頭先生が代わりに

担任をやるとか、あと中学校ですと、その学年で、何でしょうね、チームで学級を見たりという状況が続いているようなところで、ちょっと抜本的な解決法が、今は見えないというのが正直なところでは。

○教育長（宍戸健悦君） では、私の方から補足しますと、年度初めは、何とか初任の先生をしっかりと確保して、欠員のないようにスタートさせるということで動いています。

それから、5月、6月に産休に入りますよという方、もう分かっているわけですね。そこにも配置するという方法で、今、準備をしています。

なので、年度の初めについては、何とか県教育委員会の方で頑張ってもらっているというところではありますが、年度の後半になってくると、突然病休になりましたとか、そういうのが出てくると、今、言ったような形で、補充がなかなかすぐには見つからないということで、退職した方、あるいは近県、周りの山形や福島やそういう近県にも声をかけているというような状況で、どこでも今、不足している状況なので、その工面をしながら、復帰した方の代わりをまた別な学校で使うとか、そういうやりくりを、今しながらやっていますので、後半のところ、どうしてもすぐに見つからない場合は、今、課長が言ったように、教務主任であるとか、担任以外の先生がそこに入ってフォローしていくということで、ここで何とかやりくりをして、子供たちに不都合のないようにということで、対応しているというのも現状であります。

令和5年度についても、できるだけ、そういう情報はいろんなところと共有しながら、欠員のないようにしていきたいと、これについては県教委の方と常に連絡を取りながら、配置してもらおうようお願いをしていくということでもあります。

なお、皆さんにも、近県でお知り合いの方がいれば、どんどん情報をお寄せいただければありがたいと思います。

杉山委員。

○委員（杉山昌行君） 関連してなのですけれども、結局、途中で休まれる先生というのは、私も今まで自分の子供たちの学校でも何回も経験しているのですけれども、復活しても、ちょっとたつとまた休むという、繰り返し休む先生って結構いるのです。精神的な病気なのだと思いますが、あるいは震災の影響があった先生とかもいるのですが、それは、もう明らかに何回も繰り返すような先生には、自ら退職してもらった方がいいと思うのですね、私は。子供のためにならないです。また、先生来なくなったよという。

子供は、やっぱり1人の先生に1年間通して教わりたいと思うと思うし、もちろん、病気なのは分かりますよ。病気なのは分かるので、それはもう気の毒だとは思いますが、

も、籍を置いたまま、学校に3か月も来ない。やっと来たと思うと、また2か月ぐらいすると来なくなるというのは、子供に対してどうなのかという、親からするとです。そこはもう、厳しいようですけども、あなたはもう一旦辞めなさいと。すっかり治してから、また来なさいというような助言をしてもらいたいと思います。

学校に籍を置いたままだと、結局、先生の不足ということの解決にはならないですね。一旦、先生をすっかり辞めろというのではなくて、まず長期で辞めて一旦休んで、すっかり治ってから復活してくださいというような指導をしてほしいと思います。

○教育長（宍戸健悦君） では、これは私の方から言いますけれども、やはり身分保障というものもありますし、もちろん働く者としてですね。常に病休に入る、特に精神的な病気に入る場合には、やっぱり主治医との連絡は密に取りながら対応していくこと、それから、年度を代わるときには、やはりそういう先生が負担にならないような配置をするという部分や、できるだけ子供たちの担任ではなくて別な形でやってもらうとかですね、その配置の上でも配慮しながら対応するという事はやっていると思いますし、これからも、そのようにはなると思うのですけれども、やはりそういう精神疾患を患ってしまう先生方がやっぱりいるというか、なかなか減ってこないというのは現実ですので、その辺については、先ほども言ったような代替で措置して対応していくということをせざるを得ない状況にはなっております。

なお、そういう部分について、本当に保護者、それから子供たちと、ちゃんと話をしながら対応していくしかないと考えております。

○委員（杉山昌行君） 困りました。何か、いい先生に限って心を病んだりして、子供たちは好きなのですよ。

けれども、親からすると、例えば6年生を持っている担任の先生が、そういう状況だとすると、やっぱり文句も出てくるのです。あるいは中学校の3年生持ったりする、そういうところには配置しないとは思いますが、長期で休んで治しなさいという指導も、ただ、学校に籍を置いていたのでは、先生が不足の対策にはならないので、やっぱりそこは気の毒ですけども、恐らく民間だったら、とっくに退職になるような状況ですよ。そんな繰り返し繰り返し、幾ら病気だとはいえ。

なので、身分保障ということは分かるのですけれども、気の毒な気はしますけれども、少し厳しく当たらなくては駄目だと思います。個人的な意見です。

○教育長（宍戸健悦君） 精神的に厳しいとか云々ではなくて、制度的には、病休から休職という形で、どんどん対応は変わっていきますので、その辺については、法に従ってしっかりと

対応して参りたいというところはありません。

では、よろしいでしょうか。

○委員（杉山昌行君） はい。

○教育長（宍戸健悦君） では、そのほかよろしいですか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） では、各課長の皆さんから何かございませんか。

（発言する者なし）

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

（発言する者なし）

○教育長（宍戸健悦君） では、そのほか、ないようでしたら、次回の定例会の日程について、お願いします。

○事務局（戸田正樹君） 次回、3月の定例会につきましては、3月22日水曜日、午後3時半から開催する予定です。

場所につきましては、市役所4階、庁議室で開催いたします。

よろしく願いいたします。

○教育長（宍戸健悦君） それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 6時30分閉会

---

教育長 宍戸健悦  
署名委員 杉山昌行